

## ときわスクエア ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1. 対象施設等

- (1) 対象施設：ときわスクエア（常盤通りにぎわい交流拠点施設）

※施設概要は【資料1】のとおり

- (2) 開館までのスケジュール（予定）

令和9年3月・・・ときわスクエア完成

4月～5月・・・開館準備

6月・・・開館

※ときわスクエアの維持管理運営業務は、(株)常盤通り未来共創まちづくりが開館準備から約20年間にわたり実施します。

### 2. 契約希望金額及び使用期間

命名権料	命名した名称の使用期間（年単位）
年額300万円以上	3年以上

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

※ 使用期間は、令和9年4月から年単位に限ります。

※ 命名権料の納付は年度毎とし、納期限は毎年4月30日までとします。

（納期限が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌開庁日を納期限とします。）

### 3. 命名条件

- (1) 提案する名称の末尾に【ときわスクエア】の文字を必ず使用すること。

（例：●●●●●ときわスクエア）

- (2) 使用期間中に名称の変更はできません。

- (3) 公共施設にふさわしく、親しみやすい名称とし、宇部市広告掲載要綱第6条に規定する内容の名称は除きます。

### 4. ネーミングライツ・パートナーへの特典

- (1) 【資料2】「標示可能箇所図」に示す箇所に命名した名称を標示することができます。

- (2) 希望する対象施設に関する広報媒体へ名称を表示することができます。

※恒久的に利用する施設パンフレットは除きます。

- (3) 施設の利用者増加や魅力向上に繋がるため、応募者が実施するイベント等の開催を可能とします。ただし、実施の可否については、別途協議の上決定します。

※提案書類の様式は任意です。

- (4) 当初の契約満了後、契約更新を希望する場合は、ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与します。

## 5. 名称の標示に伴う費用負担

区 分	費用負担	
	市・指定管理者	ネーミングライツ ・パートナー
① 施設内外への名称標示		○
② ①の標示物の維持管理		○
③ ①の標示物の契約終了後の原状回復		○
④ 関係先への通知等	○	
⑤ ウェブサイトの表示変更	○	
⑥ 広報媒体への名称表示 ※恒久的に利用するパンフレットを除く。	○	

- ※ ①の標示物に電気を使用する場合、電気代は市が負担します。
- ※ ①の標示物について、【資料2】「標示可能箇所図」に示すとおり、サイズ等の条件があります。なお、山口県屋外広告物条例の規定に沿う必要があるため、市と事前に協議してください。
- ※ ①の標示物（A 外壁切り文字サイン）について、サイズは横 6600×縦 650 mmの範囲に厚さ 80 mm以内のものが設置可能です。なお、建設工事との調整が可能な期間での設置であれば、材料費はネーミングライツ・パートナーが負担し、設置費用は市が負担します。
- ※ ①の標示物（C 案内板（自立）敷地 MAP）のレイアウトについては、ときわスクエアの事業者との協議により決定します。

## 6. 応募資格

- (1) 法人を対象とします。  
複数の法人で構成されるグループでの応募も可能です。
- (2) 次に該当する者は対象外とします。
  - ① 本市の指名停止措置を受けている法人
  - ② 国税又は地方税を滞納している法人
  - ③ 公職（首長、国会議員及び地方議会議員）にある者又はその候補者が役員となっている法人
  - ④ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て等がなされている法人
  - ⑤ 暴力団及び暴力団員が役員となっている法人
  - ⑥ 政治団体及びこれに類する団体
  - ⑦ 宗教団体及びこれに類する団体
  - ⑧ 宇部市広告掲載要綱（平成17年10月3日施行）第5条各号に掲げる法人
  - ⑨ その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市が認める法人

## 7. 応募方法

### (1) 応募書類（原本1部）

- ① 申込書【様式1】
  - ② 応募資格についての確約書【様式2】
  - ③ 法人概要及び直近3年の決算状況
  - ④ 登記事項証明書
  - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書【様式3】
  - ⑥ 役員等名簿【様式4】
  - ⑦ 市税の滞納がないことの証明書  
すべての税目に滞納がないことを証する納税証明書（市内に事業所等がない場合は不要）
  - ⑧ 国税の滞納がないことの証明書  
法人税並びに消費税及び地方消費税について、滞納がないことを証する納税証明書（その3の3）
  - ⑨ 委任状【様式5】  
広告代理店を通じて申し込む場合、本店の代理で支店が申し込む場合等
  - ⑩ 法人の概要がわかるパンフレット等
  - ⑪ 【4. ネーミングライツ・パートナーへの特典（3）】に関する提案書類
- ※ ④⑦⑧については、発行から3か月以内のものを提出してください。
- ※ ④⑦⑧⑩については、鮮明なものであれば、コピーでも構いません。
- ※ ⑪については、提案書類の様式は任意です。
- ※ 応募資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供する場合があります。

### (2) 応募期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月29日（金）17時まで（必着）

### (3) 応募方法

【(1) 応募書類】を持参、メール、郵便のいずれかの方法で提出してください。

※持参の場合は、【(2) 応募期間】の土曜日、日曜日及び祝日を除く

午前9時から午後4時30分まで受付ます。

※メール、郵便の場合は、電話で到着確認をお願いします。

### (4) 応募先

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL：0836-34-8896

メール：nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp

## 8. 選定方法等

### (1) 選定方法・選定基準

市が設置する「ときわスクエア ネーミングライツ・パートナー選定委員会」において応募内容を審査して優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

※選定基準は【資料3】のとおり

### (2) 選定結果の通知

選定後、令和8年6月下旬（予定）までに、すべての応募者に文書で通知します。

## 9. 質問受付

募集要項に関する質問は、以下のとおり受け付けます。

### (1) 受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月8日（金）17時まで

### (2) 受付方法

【7（4）応募先】に質問票【様式6】をメールで提出してください。

※電話で受信確認をお願いします。

### (3) 回答予定

令和8年5月15日（金）までに、市ウェブサイトに掲載します。

なお、回答内容は本募集要項の追加又は修正とみなします。

## 10. 契約締結

優先交渉権者と協議を行い、ネーミングライツ・パートナーを決定後、市とネーミングライツ・パートナーとの間で命名権に関する契約を締結します。

なお、優先交渉権者と契約協議が整わなかった場合、次点交渉権者と契約協議を行います。

### 11. 契約解除

契約締結後、命名条件や応募資格等を満たさなくなった場合のほか、信用失墜行為等に伴い施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、市は契約を解除できるものとします。

なお、契約を解除した場合、違約金として、命名権料総額（一部が納付されているときはその額を控除した額）の10%に相当する額の支払いを求めるものとします。

この場合、既納の命名権料は返還しません。

### 12. その他

- ・応募に当たり必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・必要に応じて、追加資料を求める場合があります。
- ・提出書類は、宇部市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ・この募集要項に記載のない事項については、関係法令等に従って取り扱います。